

館山市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における木造住宅の安全性に対する市民意識の向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断を行う者に対し木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助することに関し、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁その他の主要構造部が木材の在来軸組構法によって建築された一戸建て住宅及び併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの）をいう。
- (2) 木造住宅耐震診断士 一般社団法人千葉県建築士会安房支部又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部に所属する会員であって、千葉県が開催する既存の木造住宅の耐震診断及び改修に関する講習会の講習終了者を掲載した名簿に登録された者並びにこれに相当するものとして市長が認める者をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修）に基づき、前号に規定する木造住宅耐震診断士が行う一般診断法又は精密診断法による耐震診断をいう。

(補助対象となる木造住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する木造住宅であること。
- (2) 平成12年6月1日前の耐震基準（以下「2000年基準以前の基準」という。）に基づいて建築された木造住宅（同日以後の耐震基準に基づいて建築された増築部分があるときは、2000年基準以前の基準に基づいて建築された部分の床面積が当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの）であること。
- (3) 地上階数が2以下の木造住宅であること。
- (4) 「誰でもできるわが家の耐震診断」（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行）に基づく診断の結果、評点合計が9点以下の木造住宅であること。

(5) この要綱の規定により補助金の交付を受けた木造住宅でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、木造住宅の耐震診断を実施する者であって、次の各号のいずれの要件を満たす市民（一の木造住宅を所有する者が2人以上いるときは、これらの者が代表者として選任した者に限る。）とする。

(1) 補助金の交付対象となる木造住宅を所有している者又はその2親等以内の親族であって当該木造住宅に居住している者

(2) 市税を滞納していない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅の耐震診断の実施に関する契約を締結する前に、館山市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断実施計画書（別記第2号様式）

(2) 交付の申請を行う者の住民票の写し

(3) 木造住宅の所有者の2親等以内の親族であることが確認できる書類（当該所有者以外の者が申請する場合）

(4) 木造住宅に係る登記事項証明書その他所有者及び2000年基準以前の基準に基づいて建築されたことを証する書類

(5) 木造住宅の耐震診断の実施に関する見積書の写し

(6) 木造住宅の平面図、付近見取図及び写真

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 前項の規定による決定をしたときは、館山市木造住宅耐震診断費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第6条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 木造住宅の耐震診断を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 木造住宅の耐震診断が予定の期間内に完了しないとき、又は木造住宅の耐震診断の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件
(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、木造住宅の耐震診断の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定時に指定した期日のいずれか早い日までに、館山市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅の耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (2) 木造住宅の耐震診断結果報告書その他の成果品の写し
- (3) 木造住宅の耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 補助金の額の確定は、館山市木造住宅耐震診断費補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。
(交付の請求)

第11条 補助金の請求は、館山市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記第6号様式）により行うものとする。
(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
木造住宅の耐震診断に要する費用（延べ床面積（併用住宅にあつては、居住の用に供する部分の延べ床面積）に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額又は、実際に耐震診断に要した費用の額のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））	補助対象経費の3分の2（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額が80,000円を超えるときは、80,000円とする。